

事 務 連 絡

平成28年4月20日

各都道府県 民生・衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課
結核感染症課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
母子保健課

平成28年熊本地震による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて（その2）

健康行政、社会福祉行政につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

この度の熊本県熊本地方の地震による被災状況等に鑑み、関連書類等の紛失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるために必要な手続をとることができない場合も考えられることから、被災者の方々の公費負担医療の取扱いについて、「平成28年熊本地震による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（平成28年4月15日付け厚生労働省健康局総務課等事務連絡）を発出したところです。

今般、上記の事務連絡の取扱いに加えて、新規の申請の取扱い及び受給者証等の有効期間経過後の取扱いについて、別紙のとおりとすることといたします。また、貴管内の市町村（特別区を含む。）に対しても、周知いただきますようお願いいたします。

なお、（公社）日本医師会等に対しましても、この取扱いにつき、協力依頼を行う予定であることを申し添えます。

(1) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

① 新規申請に係る有効期間の始期の取扱い

平成28年4月14日から同年6月30日までに新規に受理した受給者証の交付申請については、今般の地震による被災状況等に鑑み当該申請を行うことが相当期間困難であったと認められる場合に限り、各都道府県の判断により、医師の診断書に記載された日を交付申請書の受理日とみなして受給者証を交付することとして差し支えないものとする。

② 都道府県域を超えて避難した者に係る申請地の取扱い

今般の災害により居住地のある県から他の都道府県へ避難している者が新規に受給者証の交付申請を行う場合には、当該他の都道府県知事に申請を行うことも可能とし、この場合、当該他の都道府県知事が認定を行った上、受給者証を交付するものとする。

なお、この場合、受給者証の交付申請の際に添付することとされている住民票等の書類については、実情に即した弾力的な対応をとることとして差し支えないものとする。

③ 受給者証の有効期間経過後の取扱い

現に受給者証の交付を受けている患者であって、受給者証の更新申請を行っている者（更新申請を行う予定であった者を含む。）については、今般の地震による被災状況等に鑑みやむを得ないと認められる場合に限り、更新の受給者証が交付されるまでの間は、現に有している受給者証の有効期間の経過後も継続して受診できるものとする。

(2) 肝炎治療特別促進事業

① 新規申請に係る有効期間の始期の取扱い

平成28年4月14日から同年6月30日までに新規に受理した受給者証の交付申請については、今般の地震による被災状況等に鑑み、当該申請を行うことが相当期間困難であったと認められる場合に限り、各県の判断により、医師の診断書に記載された助成対象となる治療の開始日を交付申請書の受理日とみなして取扱うこととして差し支えないものとする。

② 都道府県域を超えて避難した者に係る申請地の取扱い

今般の災害により居住地のある県から他の都道府県へ避難している者が新規に受給者証の交付申請を行う場合には、当該他の都道府県知事に申請を行うことも可能とし、この場合、当該他の都道府県知事が認定を行った上、受給者証を交付する

ものとする。

なお、この場合、受給者証の交付申請の際に添付することとされている住民票等の書類については、実情に即した弾力的な対応をとることとして差し支えないものとする。

③ 受給者証の有効期間経過後の取扱い

現に受給者証の交付を受けている患者であって、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に関する助成期間の延長申請又は受給者証の更新申請を行っている者（延長申請又は更新申請を行う予定であった者を含む。）に係る取扱いについては、当該延長又は更新が認定された後に、現に有する受給者証の有効期間の終期まで遡及する取扱いとしてよいものとする。

(3) 児童福祉法第20条の規定に基づく療育の給付

① 都道府県域等を超えて避難した者に係る申請地の取扱い

今般の災害により居住地のある県等から他の都道府県等へ避難している者が新規に療育券の交付申請を行う場合には、当該他の都道府県知事等に申請を行うことも可能とし、この場合、当該他の都道府県知事等が認定を行った上、療育券を交付するものとする。

なお、この場合、療育券の交付申請の際に添付することとされている住民票等の書類については、実情に即した弾力的な対応をとることとして差し支えないものとする。

② 療育券の有効期間経過後の取扱い

現に療育券の交付を受けている者であって、療育券の継続申請を行っている者（継続申請を行う予定であった者を含む。）については、今般の地震による被災状況等に鑑みやむを得ないと認められる場合に限り、継続の療育券が交付されるまでの間は、現に有している療育券の有効期間の経過後も継続して受診できるものとする。

(4) 母子保健法第20条の規定に基づく養育医療の給付

① 市町村域を超えて避難した者に係る申請地の取扱い

今般の災害により居住地のある市町村から他の市町村（特別区を含む。）へ避難している者が新規に養育医療券の交付申請を行う場合には、当該他の市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）に申請を行うことも可能とし、この場合、当該他の市町村長が認定を行った上、養育医療券を交付するものとする。

なお、この場合、養育医療券の交付申請の際に添付することとされている住民票等の書類については、実情に即した弾力的な対応をとることとして差し支えないものとする。

② 養育医療券の有効期間経過後の取扱い

現に養育医療券の交付を受けている者であって、養育医療券の継続申請を行っている者（継続申請を行う予定であった者を含む。）については、今般の地震による被災状況等に鑑みやむを得ないと認められる場合に限り、継続の養育医療券が交付されるまでの間は、現に有している養育医療券の有効期間の経過後も継続して受診できるものとする。